

# 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案に関する意見募集の結果について

## 1. 実施期間及び結果概要

- 実施期間：令和7年7月17日～同年8月21日
- 結果概要： 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案に関する意見が2件（※）あった。提出された意見及びそれに対する考え方は以下のとおり。  
 ※提出のあった意見のうち、今回の意見募集とは直接関係しないもの（1件）については除いている。

## 2. 意見及び意見に対する回答（考え方）

No.	該当箇所	意見（記載内容のすべて）	意見に対する回答（考え方）
1	全般	負債の一種であるにもかかわらず、「収益」というのは、かえって分かりにくいのではないか？	<p>（中分類）「資産見返負債」の名称を「資産に係る繰延収益」に変更する改訂について</p> <p>独立行政法人の会計においては、損益均衡を確保する観点の下で、業務の達成をもって「運営費交付金収益」を計上する等の考え方が採用されています。このため、未達成の業務に対応する受領済みの運営費交付金については、「運営費交付金債務」や「資産見返負債」といった負債として計上した上で、業務の達成をもってこれらの負債から収益に振り替える会計処理が採用されています。</p> <p>今般の改訂では、損益均衡を確保するために置かれている独立行政法人に固有の勘定科目（「資産見返負債」）について、財務情報の利用者の分かり易さを確保する観点から、よりその機能（業務が達成される段階まで収益の計上を繰り延べる機能）を表す名称（「繰延収益」）に変更することとしています。</p>
2	全般	反対します。	参考意見として承ります。

以上